■市のホームページにも情報を掲載しています。
http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/

お知らせ

10月以降の子ども手当について

本年10月以降の子ども手当を受給するためには、現在子ども手当を受給している方も含めて、新たに申請が必要です。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援する制度であり、15歳到達後最初の3月31日まで（中学校修了前）の子どもを養育している方が受給できます（施設入所等の子どもについては施設の設置者が受給）。

「平成23年年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立し、本年10月以降半年間の子ども手当は次のとおり支給されます。

支給月額（10月～3月分）
- 0歳～3歳未満＝一律15000円
- 3歳～小学校修了前
  第1子・第2子＝10000円
  第3子以降＝15000円
- 中学生＝一律10000円

※養育する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。ただし、施設入所等の子どもは除きます。

支給月　原則として、10月分～1月分を2月に、2月と3月分を6月に支給します。

申請手続き　子ども手当を受け取るための申請書は、後日、福祉課から対象となる予定の家庭に送付します。（公務員の方は勤務先へ申請してください。）来年3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

◎次の方は3月末までに申請しても遡って受け取れません。
- 10月以降に他の市町村へ転居する方
  →転出先で転出した日（転出予定日）の次の日から15日以内に申請してください。
- 10月以降にお子さんが生まれた方
  →生まれた日の次の日から数えて15日以内に申請してください。

問合せ　福祉課社会係
TEL72-1111　内線136

市有地を公売します

枕崎市が保有する旧シルバー人材センター跡地の土地について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽にお問い合わせください。

公売する土地　旧シルバー人材センター跡地（中央町191番他、宅地、1072㎡、工業地域）
※木・軽量鉄骨造鋼板葺平家建、213㎡、昭和63年建築、平成3年増築の建物を含みます。
※地番は予定地番です。

公売する方法　一般競争入札

現地説明会　10月21日（金）　午後1時30分現地集合

入札期日　10月28日（金）　受付／午後1時、入札開始／午後1時30分

入札場所　市役所本館2階会議室

その他
- 土地代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要となります。
- 所有権移転登記は市が行います。

問合せ　財政課財産管理係
TEL72-1111　内線223

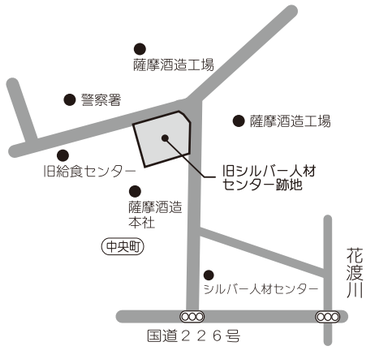

まちづくりにあなたの声を市民討議会を開催

㈳枕崎青年会議所と市の共催で、幅広い市民の声を市政に反映することを目的に「Voice of まくらざき～はじまるよ!!市民参加の新しいカタチ～」（市民討議会）を開催します。

市民討議会への参加については、市が18歳以上の市民の中から無作為に抽出した方に参加依頼書を10月上旬に発送します。参加の回答をいただいた方の中から30名を抽選し、市民討議会に参加していただきます。

参加依頼書が届いた方は、ぜひ一緒に枕崎のまちづくりについて語り合いましょう。

◎市民討議会
日時　10月23日（日）　午後1時～5時
場所　枕崎観光ホテル岩戸
問合せ　㈳枕崎青年会議所事務局
TEL72-9210
※月～金曜日の午後1時～5時

私立幼稚園合同入園説明会を開催

枕崎市私立幼稚園協会では、次の日程で入園希望者を対象に市内幼稚園2園の教育方針・特色などについて説明を行います。

日時　10月15日（土）　午前10時～（受付は9時45分～）
場所　健康センター
問合せ
- 枕崎幼稚園　TEL72-9788
- 長野幼稚園　TEL72-0076

募集

シンガポールの文化を学ぶ「自分づくり講座」受講生を募集

日時　11月11日（金）　午前11時～午後2時30分
場所　城山センター
講師　鹿児島県観光交流局国際交流員ケナードさん
演題　シンガポールの文化（男女共同参画）と家庭料理を学ぼう
料理　シンガポールの家庭料理
受講料　無料
※材料費のみを当日、実費徴収します。
受講人数　20名
※先着順ですが、市内在住者または市内に勤務されている方を優先します。
応募締切日　10月28日（金）
申込み・問合せ　企画調整課
TEL72-1111　内線460
FAX72-9436

市営住宅の入居者を募集

希望者は建設課建築係へ必要書類を添えてお申し込みください。

募集戸数　2戸
①桜山団地406号（桜山町540番地、家賃15600円～、3DK、敷金は家賃の3か月分）
②小山平団地101号（園見本町267番地、家賃11900円～、3DK、敷金は家賃の3か月分）

入居資格
①現在、住宅に困っていることが明らかであること。
②現に同居し、または同居しようとする親族があること。
③入居しようとする親族全員の所得月額が15万8千円以下であること。
④市税を滞納していない者であること。
⑤入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

募集締切　10月20日（木）
※希望者が複数の場合は抽選により決定します。

提出書類　入居申込書（建設課備付け）、所得額証明書、入居者全員の住民票、健康保険証の写し、税の滞納がない旨の証明書、その他必要な書類等。
※現在、他の市営住宅を申し込んでいる方でこの団地への入居を希望される方は、印鑑をご持参のうえ建設課へお越しください。

◎特定公共賃貸住宅の入居者を随時募集しています。詳しくは建設課建築係までお問い合わせください。

募集戸数　1戸　グリーンライフ金山2号（田布川町471番地、家賃4000円、3LDK、敷金は家賃の3か月分）

問合せ　建設課建築係
TEL72-1111　内線336

イベント

南薩法人会女性部会設立15周年記念講演

日時　10月29日（土）　開場／午後1時30分、記念講演／午後2時～
場所　いにしへホール（南さつま市民会館となり）
講師　昇幹夫氏（大阪市で産婦人科診療をしながら「日本笑い学会」副会長として笑いの医学的効用を研究中）
演題　あなたの笑顔、なによりクスリ
入場　無料
問合せ　㈳南薩法人会女性部会
TEL58-3681

税

年金から引き落とされる市・県民税と国民健康保険税の額が10月分から変わります

地方税法の規定により、65歳以上の年金受給者の方（世帯）に係る市・県民税、国民健康保険税については、年金からの引き落とし（特別徴収）となっています。

○既に年金から引き落とし（特別徴収）となっている方

■市・県民税（公的年金に係る所得における所得割額及び均等割額）

本年4月以降「仮徴収」額で納めていただいていますが、10月以降は「本徴収」の額での年金引き落とし（特別徴収）となります。6月に送付した納税通知書をご覧ください。

- **仮徴収「上半期の納付月（4月・6月・8月）」**
  2月（昨年度分）に引き落としされた額と同額を、年金からの引き落としで納めていただきました。
- **本徴収「下半期の納付月（10月・12月・2月）」**
  確定した公的年金に係る市・県民税の年税額から、上半期に仮徴収した額を差引いた額の3分の1ずつを年金からの引き落としで納めていただきます。

■国民健康保険税

本年4月以降「仮算定」額で納めていただいていますが、10月以降は「本算定」の額での年金引き落とし（特別徴収）となります。8月に送付した納税通知書をご覧ください。

- **仮算定「上半期の納付月（4月・6月・8月）」**
  2月（昨年度分）に引き落としされた額と同額を、年金からの引き落としで納めていただきました。
- **本算定「下半期の納付月（10月・12月・2月）」**
  確定した国民健康保険税の年税額から上半期に仮徴収した額を差引いた額の3分の1ずつを年金からの引き落としで納めていただきます。税率改正（引上げ）に伴い、10月分以降の年金から引き落とされる額が変わっています。

※納付方法が特別徴収に変わることで、新たな税の負担が増えることはありません。
※今年度初めて年金からの引き落とし（特別徴収）となる方、昨年度途中に年金特別徴収が中止となり今年度再び年金特別徴収となる方は、10月から年金引き落としが始まります。（国民健康保険税は8月から年金特別徴収となっている方もいます）
※年金特別徴収が始まるまでは個人納付（普通徴収）となり、これまでどおりの納付方法となっています。
※次のような場合は、年金特別徴収が中止となり、個人納付（普通徴収）となります。

市・県民税
- 対象となる税額に変更があった場合
- 対象の方が転出または亡くなられた場合など

国民健康保険税
- 年金支払者から特別徴収ができない旨の連絡があった場合
- 65歳未満の方が新たに被保険者となった場合など

問合せ
課税のことは　税務課課税係　72-1111　内線154・155
納付のことは　税務課管理収納係　72-1111　内線152・153